

京都市市街地景観整備活動団体支援規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第176号

京都市市街地景観整備活動団体支援規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備活動団体支援規則の一部を次のように改正する。

目次中「補助（第16条～第24条）」を「補助金の交付（第16条～第20条）」に、「第25条」を「第21条」に改める。

第1条中「規則は」の右に「、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）その他別に定めがあるもののほか」を加え、「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第3条中「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第9条中「第51条第2号」を「第51条第1項第2号」に改める。

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 補助金の交付

第16条中「第51条第3号」を「第51条第1項第3号」に改め、「掲げる活動」の右に「（以下「補助活動」という。）」を加える。

第17条第1項中「第51条」を「第51条第1項」に、「前条に規定する活動」を「補助活動」に改める。

第18条から第20条までを次のように改める。

（交付の申請）

第18条 補助金条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助活動に着手しようとする日の14日前の日とする。

2 補助金条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、補助金交付申請書（第5号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 補助金条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助活動に関する計画書

(2) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第19条 補助金条例第12条第1項の規定による通知を受けた認定団体は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は補助活動を中止しようとするときは、補助活動変更・中止承認申請書(第6号様式)に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第20条 補助金条例第18条第1項の規定による報告は、補助活動が完了した日から14日以内に行わなければならない。

2 補助金条例第18条第1項に規定する報告書は、実績報告書(第7号様式)とする。

3 補助金条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 領収書その他の補助活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(2) その他別に定める書類

第21条から第24条までを削り、第4章中第25条を第21条とする。

第1号様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第3号様式中「第13条及び第21条関係」を「第13条関係」に改め、同

□第13条第1項

様式注以外の部分中

を「第13条第1項」に改め、同様

□第21条第1項

式注を削る。

第4号様式中「第13条及び第21条関係」を「第13条関係」に改め、同様式注

「第13条第2項

以外の部分中 第13条第2項 を「第13条第2項」に改め、同様式注を削る。

第21条第2項

第5号様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削り、「京都市市街地景観整備活動団体支援規則第18条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式 (第19条関係)

補助活動 変更 承認申請書
中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ー

京都市市街地景観整備活動団体支援規則第19条の規定により の承認を申請します。		<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
活 動 の 内 容		
変更の理由及び内容又は中止の理由		

注 該当するには、印を記入してください。

第7号様式（第20条関係）

実 績 報 告 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の主たる事務所の所在地	報告者の名称及び代表者名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により活動の実績を報告します。	
活 動 の 内 容	
活動の完了年月日	年 月 日
活動に要した費用の額	円
交 付 申 請 額	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市市街地景観整備活動団体支援規則第19条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部景観政策課)